

新規就農里親農業者登録事業実施要領

新規就農里親農業者登録事業については、新規就農支援里親協働事業実施要綱に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第1 里親農業者の活動

里親農業者は、農業大学校研修事業のうち新規就農里親研修として受け入れた就農希望者（以下「里親研修生」という。）に対し、次に掲げる就農支援活動を行うものとする。

- 1 作物栽培技術、経営管理等に関する知識の習得のための指導
- 2 里親研修生の研修期間中の住居等の確保支援
- 3 地域への里親研修生の紹介、里親研修生の地域活動への参加支援
- 4 就農に必要な農地・住宅等の確保支援、その他、里親研修生の円滑な就農に向けての支援
- 5 就農後における、農業経営の確立・安定に向けた助言

第2 登録の要件

里親農業者は、次に掲げる要件の全てを満たす農業経営体とする。

1 個人の場合

- (1) 就農希望者が独立して就農するために必要な支援を、一貫して実施する意欲を持つ者であること。
- (2) 新規就農者の育成指導に熱意があり、その教育的役割を果せる者であること。
- (3) 里親研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できる者であること。
- (4) 地域農業の振興に意欲的であり、地域での信頼が厚い者であること。
- (5) 農業経験が概ね5年以上の自営農業者であること。
- (6) 原則として、登録申請時に75歳以下であること。
- (7) 農業経営士、農業士、認定農業者、地域計画で農業を担う者として位置づけられた経営体又は人・農地プランで地域の中心となる経営体として位置づけられた経営体のいずれかであること。
- (8) 長野県農業大学校が実施する里親研修カリキュラムに位置づける講座に里親研修生の出席が必須であることを承諾していること。

2 法人の場合

- (1) 就農希望者が独立して就農するために必要な支援を、一貫して実施する意欲を持つ法人であること。
- (2) 新規就農者の育成指導に熱意があり、その教育的役割を果せる法人であること。
- (3) 里親研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できる法人であること。
- (4) 地域農業の振興に意欲的であり、地域での信頼が厚い法人であること。
- (5) 研修担当責任者を明確にすること。研修担当責任者の農業経験が概ね5年以上あること。
- (6) 認定農業者、地域計画で農業を担う者として位置づけられた経営体又は人・農地プランで地域の中心となる経営体として位置づけられた経営体のいずれかであること。
- (7) 経営者及び研修担当責任者が、長野県農業大学校が実施する里親研修カリキュラムに位置づける講座に里親研修生の出席が必須であることを承諾していること。

第3 登録の申請

- 1 里親農業者登録を希望する者は、別に定める日までに登録申請書（様式第1号）に里親登録カード（個人は様式第2-1号、法人は様式第2-2号）、研修概要（様式2-3号）を添付し、住所を管轄する市町村、農業農村支援センターを経由して長野県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。
- 2 市町村長は、申請書の提出を受けたときは、記載内容を確認の上、農業農村支援センター所長あてに提出するものとする。農業農村支援センター所長は、意見書（様式第3号）を添付して知事に副申するものとする。

なお、農業経験が5年未満の者（個人及び法人の研修担当責任者）が登録を希望する場合、市町村長は推薦書（様式第4号）を併せて提出するとともに、農業農村支援センター所長は意見書（様式第3号）の「5 その他特記事項」に申請の理由等を記載する。

また、75歳を超える者の者が登録申請を行う場合、農業農村支援センター所長は意見書（様式第3号）の「5 その他特記事項」に申請の理由等を記載する。
- 3 登録の申請（更新を含む）に当たっては、県が開催する里親農業者研修を事前に受講するものとする。なお、法人の場合は代表者又は研修担当責任者のいずれかが受講するものとする。

第4 登録の審査

- 1 知事は、里親農業者の登録に当たり、学識経験者、里親農業者の代表者、市町村等農業研修機関の代表者、農業団体の代表者、（公社）長野県農業担い手育成基金（長野県農業経営・就農支援センター）、農業者組織の代表者、長野県農政部等の農業に精通する者で構成する長野県里親農業者登録会議（以下「登録会議」という。）を開催し、意見を募るものとする。
- 2 登録会議は、長野県農政部長が招集する。

なお、登録会議が開催できない場合等にあつては、書面により意見を求め、登録会議の開催に代えることができる。
- 3 知事は、登録会議の意見を参考に適当と認められた者を「長野県里親農業者」として登録し、住所を管轄する農業農村支援センター、市町村を経由して申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、適当と認められなかった者に対し、その理由を付して、住所を管轄する農業農村支援センター、市町村を経由して申請者に通知するものとする。

第5 登録の更新

- 1 里親農業者の登録期間は、登録日から5年を経過しない年の3月31日までとする。引き続き里親農業者として登録を希望する者は、別に通知する日までに更新申請を行うものとする。

なお、75歳を超えて登録された者は、登録の更新はできないものとする。
- 2 更新申請は、登録更新申請書（様式第5号）に更新申請時の内容を記載した里親登録カード（様式第2-1号又は様式2-2号）、研修概要（様式2-3号）を添付し、住所を管轄する市町村、農業農村支援センターを経由して知事に提出するものとする。
- 3 市町村長及び農業農村支援センター所長は、第3の2に準じて事務を行うものとする。
- 4 更新登録の方法は、第4の1から4に準じて行うものとする。
- 5 更新登録を申請する場合は、更新申請を行う年の里親農業者研修を受講するものとする。

第6 登録の継承・変更

1 個人の場合

- (1) 里親農業者が登録期間中に後継者へ農業経営を移譲し、後継者が里親農業者として登録を希望する場合は、登録継承届出書（様式第6号）に継承者の内容を記載した里親登録カード（様式第2-1号）、研修概要（様式2-3号、変更がある場合）を添付し、住所を管轄する市町村、農業農村支援センターを経由して移譲後直ちに知事に提出するものとする。
- (2) 市町村長及び農業農村支援センター所長は、第3の2に準じて事務を行うものとする。
- (3) 知事は申請に基づき登録の継承を行い、住所を管轄する農業農村支援センター、市町村を経由して申請者に通知するものとする。
- (4) 継承者の登録期間は、前里親農業者の残期間とし、継承者は継承した年度の里親農業者研修を受講するものとする。

2 法人の場合

- (1) 代表者又は里親研修担当責任者が登録期間中に異動などで研修を実行できなくなった場合、後任者が里親農業者として登録を希望する場合は、登録継承届出書（様式第6号）に継承者の内容を記載した里親登録カード（様式第2-2号）、研修概要（様式2-3号、変更がある場合）を添付し、住所を管轄する市町村、農業農村支援センターを経由して研修業務の引継ぎ後直ちに知事に提出するものとする。
- (2) 市町村長及び農業農村支援センター所長は、第3の2に準じて事務を行うものとする。
- (3) 知事は申請に基づき登録の継承を行い、住所を管轄する農業農村支援センター、市町村を経由して申請者に通知するものとする。
- (4) 後任者の登録期間は、前里親農業者の残期間とし、里親農業者研修の受講者が不在となった場合、後任者は業務を引き継いだ年度の里親農業者研修を受講するものとする。

3 個人が登録期間中に法人化した場合

- (1) 里親農業者が登録期間中に農業経営を法人化した場合は、登録変更届出書（様式第7号）に法人化後の内容を記載した里親登録カード（様式第2-2号）、研修概要（様式2-3号、変更がある場合）を添付し、住所を管轄する市町村、農業農村支援センターを経由して速やかに知事に提出するものとする。
- (2) 市町村長及び農業農村支援センター所長は、第3の2に準じて事務を行うものとする。
- (3) 知事は申請に基づき登録の変更を行い、住所を管轄する農業農村支援センター、市町村を経由して申請者に通知するものとする。
- (4) 変更後の登録期間は、個人として登録した際の残期間とする。

- 4 上記により難しい場合は、その都度対応を検討するものとする。

第7 登録の取消し

- 1 知事は、里親農業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録会議の審議を経て里親農業者の登録を取り消すものとする。

- (1) 里親農業者登録辞退届出書（様式第8号）が本人から、市町村、農業農村支援センターを経由して知事に提出された場合
- (2) 里親農業者として、第2の要件を欠くと認められた場合

- 2 知事は、里親農業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに里親農業者の登録を取り消すものとする。

- (1) 死亡した場合

- (2) 農業経営を中止した場合
- (3) 80歳を迎える年度が終了した場合

3 市町村長は第7の1の(1)の届出があった場合には、農業農村支援センターを経由して知事に提出する。

4 市町村長は、里親農業者が第7の1の(2)に該当する場合には、長野県里親農業者登録取消申出書(様式第9号)により農業農村支援センターを経由して知事に申し出るものとする。

5 市町村長は、里親農業者が第7の2の(1)又は(2)に該当する場合には、長野県里親農業者(死亡・農業経営中止)報告書(様式第10号)により速やかに農業農村支援センターを経由して知事に報告するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、登録に関して必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成19年6月11日から施行する。(一部改正)
- 3 この要領は、平成20年10月9日から施行する。(一部改正)
- 4 この要領は、平成26年4月1日から施行する。(一部改正)
- 5 この要領は、令和2年1月9日から施行する(一部改正)
- 6 この要領は、令和2年4月1日から適用する(一部改正)
- 7 この要領は、令和5年12月28日から適用する(一部改正)